

○初任給、昇格、昇給規則等の運用について

昭和36年6月3日
 新人委第348号
 新潟県人事委員会委員長

改正	昭和36年12月23日新人委第 808号	昭和38年12月19日新人委第 941号
	昭和44年 3月 4日新人委第 159号	昭和44年 5月10日新人委第 468号
	昭和45年12月26日新人委第1203号	昭和47年 3月29日新人委第 171号
	昭和47年12月22日新人委第 820号	昭和48年 3月31日新人委第 189号
	昭和49年 8月27日新人委第 454号	昭和51年 4月 9日新人委第 233号
	昭和52年 4月 1日新人委第 232号	昭和52年 5月24日新人委第 379号
	昭和53年 3月30日新人委第 203号	昭和55年 3月29日新人委第 116号
	昭和55年10月15日新人委第 439号	昭和56年 3月30日新人委第 151号
	昭和57年 3月 1日新人委第 43号	昭和57年 3月30日新人委第 143号
	昭和57年 7月23日新人委第 311号	昭和60年12月24日新人委第 653号
	昭和63年 3月29日新人委第 579号	昭和63年 5月23日新人委第 136号
	平成元年 3月28日新人委第 181号	平成元年12月26日新人委第 442号
	平成 2年 3月28日新人委第 636号	平成 2年12月27日新人委第 529号
	平成 4年 3月31日新人委第 757号	平成 4年 6月19日新人委第 215号
	平成 4年12月25日新人委第 559号	平成 5年 3月31日新人委第 790号
	平成 5年12月27日新人委第 581号	平成 6年 3月31日新人委第 832号
	平成 7年 3月31日新人委第 851号	平成 8年 5月17日新人委第 112号
	平成 8年12月27日新人委第 599号	平成11年 3月31日新人委第 695号
	平成12年 3月31日新人委第 701号	平成12年12月26日新人委第 476号
	平成13年 2月 5日新人委第 531号	平成13年 3月30日新人委第 700号
	平成13年12月28日新人委第 426号	平成14年 3月29日新人委第 630号
	平成14年12月27日新人委第 417号	平成15年 3月31日新人委第 627号
	平成16年 3月31日新人委第 603号	平成16年 9月28日新人委第 269号
	平成16年12月28日新人委第 407号	平成18年 3月31日新人委第 609号
	平成18年12月27日新人委第 323号	平成19年 3月30日新人委第 502号
	平成19年12月27日新人委第 381号	平成19年12月27日新人委第 382号
	平成20年 3月 4日新人委第 451号	平成20年 3月28日新人委第 491号
	平成20年11月25日新人委第 242号	平成20年12月26日新人委第 270号
	平成21年 3月30日新人委第 394号	平成22年 3月30日新人委第 389号
	平成22年 5月14日新人委第 60号	平成22年 9月 3日新人委第 145号
	平成23年 3月31日新人委第 350号	平成24年 3月30日新人委第 346号
	平成25年 3月29日新人委第 344号	平成26年 3月31日新人委第 322号
	平成26年 4月10日新人委第 24号	平成26年 7月11日新人委第 98号
	平成27年 4月 6日新人委第 10号	平成27年12月22日新人委第 237号
	平成28年 3月30日新人委第 356号	平成28年 5月31日新人委第 73号
	平成29年 3月28日新人委第 371号	平成30年 3月30日新人委第 368号

令和3年3月30日新人委第 312号
令和7年3月28日新人委第 334号
令和8年3月30日新人委第 286号

令和4年4月25日新人委第 39号
令和7年12月25日新人委第 205号
令和8年8月5日新人委第 102号

任 命 権 者
部 長
支 庁 長
地 労 委 局 長
病 院 局 長
企 業 局 長
課 (所) 長
県 立 学 校 長
市 町 村 教 育 委 員 会
市 町 村 立 学 校 長

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（人事委員会規則第6－45号。以下「規則」という。）の運用については、別に定めるものを除き、下記に定めるところによつて実施してください。

なお、これに伴つて昭和34年7月8日付け新人委第497号（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について）は廃止します。また、この通達においては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「条例」という。）の条項だけを引用していますので、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）の同様趣旨の条項については、適宜読み替えて運用してください。

記

目次

第1 経験年数関係

- 1 経験年数の計算方法について
- 2 定時制の課程、通信教育等の在学期間の取扱いについて
- 3 削除
- 4 規則別表第9の適用について
- 5 免許所有職員の経験年数の取扱いについて

第1の2 級別資格基準表及び初任給基準表関係

- 1 級別資格基準表の適用方法について
- 2 初任給基準表の適用方法について
- 3 級別資格基準表等の職種について

第2 学歴免許等の資格関係

- 1 規則別表第8の「上記に相当すると委員会が認める学歴免許等の資格」について
- 1の2 特定の級別資格基準表及び初任給基準表を適用する場合の学歴免許等の取扱いについて
- 1の3 学歴免許等資格区分表に掲げられていない学歴の取扱いについて
- 1の4 専門職大学院専門職学位課程について
- 2 定時制の課程、通信教育等の修学年数の取扱いについて
- 3 大学2年修了者の学歴区分の取扱いについて
- 4 削除
- 5 学校教育法による資格の特例の取扱いについて
- 6 削除

- 7 大学6 卒後大学院を卒業した者の取扱いについて
- 8 規則第4条第4項及び第5項の適用について
- 9 専修学校卒業者の学歴区分の取扱いについて
- 10 各種学校卒業者の学歴区分の取扱いについて
- 11 規則別表第10備考第4項の「委員会が別段の定めをした職員」等について

第3 初任給関係

- 1 条例第8条第2項及び規則第10条の適用について
- 2 規則第13条及び第14条の適用について
- 3 免許所有職員の取扱いについて
- 4 下位の区分を適用する方が有利な場合の号給について
- 5 職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務について
- 6 第16条の2の適用について

第4 昇格、降格その他の調整関係

- 1 在級年数の取扱いについて
- 2 規則第18条の2の運用について
- 3 規則第20条の2第2項及び第31条の適用について
- 4 規則第20条の2第3項の適用について
- 5 規則第20条の2第4項の適用について
- 6 規則第20条の3第2項の適用について

第5 昇給関係

第6 復職時等における号給の調整関係

- 1 用語の定義
- 2 復職時調整の要領について
- 3 昇格、降格、異動との関係について
- 4 期間計算について
- 5 復職時調整の計算の過程等について
- 6 平成28年1月1日から同年12月31日までの算定期間以前の算定期間に係る復職時調整の特例
- 7 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例
- 8 規則第31条の2第2項の適用について
- 9 規則第31条の3の適用について
- 10 復職時調整に関する特例について

第6の2 自己啓発等休業をした職員又は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整関係

第7 給料の訂正関係

第1 経験年数関係

1 経験年数の計算方法について

規則第2条第1項第4号にいう経験年数の計算は、月計算により行うものとし、同一月において期間が重複して計算される場合は、1月として計算するものとする。また、その重複する期間が、在職期間とその他の期間であるとき、又は換算率の異なる二以上の期間であるときは、職員に最も有利となる期間により計算し、換算の結果、端数が生ずる場合は、合計した後、切上計算により処理するものとする。

2 定時制の課程、通信教育等の在学期間の取扱いについて

この通達第2学歴免許等の資格関係第2項に該当する者に、規則別表第9経験年数換算表を適用する場合において、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部在学した期間又は通信教育（学校又は学校に準ずる教育機関が行うものに限る。）を受講した期間は、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。

3 削除

4 規則別表第9の適用について

- (1) 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の区分又は「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」の区分の適用を受ける期間には、職務に役立つ汎用的な能力（例えば、説明能力、調整能力、企画能力等が該当するものとする。）を活用して職務に従事した期間も含まれる。
- (2) 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）」の「これに準ずる期間」とは、常時勤務に服する者以外の者であって勤務形態等が常時勤務に服する者と類似するものとして職務に従事した期間をいう。
- (3) 経験年数換算表の経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」の区分の適用を受ける期間には、司法修習生の修習期間など、職員としての職務に直接役立つ知識及び能力を習得するための研修等を受けた期間も含まれる。
- (4) 学校教育法による大学の一の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うことができる。
- (5) 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、この通達第2学歴免許等の資格関係第11項(1)に修学年数及び調整年数の特例が定められているので、当該実地修練期間のうち1年については、経験年数換算表を適用することができない。

5 免許所有職員の経験年数の取扱いについて

免許所有職員が、当該免許取得後において、その者に適用される級別資格基準表の学歴免許欄に掲げる基準学歴の修学年数を超える修学年数の学歴を取得したときは、基準学歴の修学年数を超える修学年数について規則第6条の規定を適用するものとし、免許取得後の経験年数として取り扱わないものとする。

（昭38新人委941・昭47新人委171・昭60新人委653・平4新人委757・平5新人委790・平8新人委112・平13新人委700・平15新人委627・令7新人委334・令8新人委286・一部改正）

第1の2 級別資格基準表及び初任給基準表関係

1 級別資格基準表の適用方法について

- (1) 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の各区分は、規則第4条第2項第1号に該当する者にあつてはその任用の基礎となつた正規の試験の区分、同項第2号に該当する者にあつてはかつて同項第1号に該当した際の当該正規の試験の区分又は正規の試験の結果に基づいて同項

第2号に規定する企業職員となつた際の当該正規の試験の区分に応じて適用するものとする。

なお、同項第1号に掲げる職員又は同条第3項の規定の適用を受ける職員には、現に在職する職員でそれぞれ新たに同条第2項第1号に該当することとなつたもの又は新たに同条第3項の規定の適用を受けることとなつたものを含む。

- (2) 規則第4条第2項第2号の「その他委員会の定めるこれらに準ずる者」は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人の職員及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者とする。
- (3) 規則第4条第3項の「正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者」とは、例えば、職員の任用に関する規則（人事委員会規則第5－18号）の規定による試験の結果に相当すると認められる選考の結果に基づき任用された職員をいう。

2 初任給基準表の適用方法について

初任給基準表の試験欄（試験又は職種欄を含む。以下同じ。）の「正規の試験」の各区分の適用については、前項第1号前段の規定の例によるもの（規則第4条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分）とする。

3 級別資格基準表等の職種について

規則別表第7の3福祉職給料表級別資格基準表及び規則別表第18の2福祉職給料表初任給基準表の職種欄に掲げる「委員会が別に定める職」は、中央児童相談所、長岡児童相談所及び上越児童相談所の専ら児童の一時保護の業務を行う職とする。

（平15新人委627・全改、令7新人委334・一部改正）

第2 学歴免許等の資格関係

1 規則別表第8の「上記に相当すると委員会が認める学歴免許等の資格」について

学歴免許等資格区分表の「学歴免許等の資格」欄の「上記に相当すると委員会が認める学歴免許等の資格」は、同表の「学歴免許等の資格の区分」欄の区分に応じ、別表第1の甲表に定めるとおりとする。

1の2 特定の級別資格基準表及び初任給基準表を適用する場合の学歴免許等の取扱いについて

別表第1の乙表に掲げる級別資格基準表又は初任給基準表の適用を受ける職員のうち、別表第1の乙表の「学歴免許等の資格」欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者に当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の区分を適用する場合における当該学歴免許等の資格の属する区分は別表第1の乙表の「基準学歴区分」欄に定める区分とすることができる。

1の3 学歴免許等資格区分表に掲げられていない資格の取扱いについて

規則別表第8学歴免許等資格区分表（別表第1の甲表に定める学歴免許等の資格を含む。）に掲げられていない学歴免許等の資格を有する者については、原則として当該資格取得前の学歴免許等の資格によるものとする。ただし、他の学歴免許等の資格を有する者との均衡を著しく失うと認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、同表のその他の学歴区分に該当させることができる。

1の4 専門職大学院専門職学位課程について

学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第3号の「専門職大学院専門職学位課程」とは、学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。

2 定時制の課程、通信教育等の修学年数の取扱いについて

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者に、規則別表第8を適用する場合は、それらにつ

いて定められる実際の修学年数にかかわらずそれらと同一種類の学校の通常の課程におけると同じ修学年数が経過した後に卒業し、又は所定の課程が修了したものとして取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数4年）は3年制の高等学校の卒業として、また大学通信教育の課程修了は、4年制の大学の卒業として取り扱うものとする。

3 大学2年修了者の学歴区分の取扱いについて

学校教育法による大学における2年制課程を修了した者又は大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に該当する者に準じて取り扱うことができる。

4 削除

5 学校教育法による資格の特例の取扱いについて

次に掲げる者については、それぞれ次に定める学校の卒業者又は修了者に準じて取り扱うことができる。

(1) 学校教育法第57条、第90条第1項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）又は第91条第2項の規定により同法による中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者((2)に該当する者を除く。) それぞれ当該学校

(2) 学校教育法第90条第2項に規定する大学が同項の規定により当該大学に入学させた者 高等学校

6 削除

7 大学6卒後大学院を卒業した者の取扱いについて

大学6卒後大学院を修了した者については、規則別表第10修学年数調整表に掲げる当該大学院の修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えて取り扱って差し支えない。

8 規則第4条第4項及び第5項の適用について

規則第4条第4項ただし書の「その者に有利である場合」には、職員の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格に基づき、その者を同条第5項の「下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員」として同項の規定を適用する方が有利となる場合を含むものとし、この場合は、当該下位の資格を基礎として同項の規定を適用することができる。

9 専修学校卒業者の学歴区分の取扱いについて

学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表第1の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、(1)、(2)、(4)、又は(5)にあつては680時間以上、(3)又は(6)にあつては800時間以上のものに限る。

(1) 修学年限3年以上の専門課程の卒業者 短大3卒

(2) 修学年限2年以上の専門課程の卒業者 短大2卒

(3) 修学年限1年以上の専門課程の卒業者 高校専攻科卒

(4) 修学年限3年以上の高等課程の卒業者 高校3卒

(5) 修学年限2年以上の高等課程の卒業者 高校2卒

(6) 修学年限1年以上の高等課程の卒業者 中学卒

10 各種学校卒業者の学歴区分の取扱いについて

学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表第1の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

(1) 高校3卒を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 短大2卒

- (2) 中学卒を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 高校3卒
 - (3) 中学卒を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 高校2卒
- 11 規則別表第10備考第4項の「委員会が別段の定めをした職員」等について
- 規則別表第10修学年数調整表備考第4項の「委員会が別段の定めをした職員」及び「委員会が定める修学年数及び調整年数」は、次に定めるとおりとする。
- (1) 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。
 - (2) 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける職員及び医療職給料表(二)の適用を受ける言語聴覚士及びマツサージ師のうち、規則第6条の規定を適用したものとした場合にその者の経験年数が負となる職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ当該負となる経験年数に相当する年数を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。
 - (3) 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、その者に適用される同表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。
 - (4) 医療職給料表(三)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者のうち、「短大3卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数及び調整年数からそれぞれ1年を減じた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。
 - (5) 次に掲げる職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。
 - ア 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者
 - イ 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。))から学士の学位を授与された者を除く。)
 - ウ 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
 - エ 学校教育法による高等専門学校の2年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
 - オ 第2第9項第6号の規定の適用を受ける者
 - カ 旧独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)司ちゅう・事務科の卒業者
 - キ 旧海員学校の専修科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)、専科又は司ちゅう科の卒業者
 - ク 旧海技大学校本科の卒業者
 - (6) 旧海員学校高等科の卒業者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。

(昭36新人委808・昭38新人委941・昭52新人委379・昭57新人委311・平2新人委636・平4新人委757・平5新人委790・平6新人委832・平12新人委476・平13新人委700・平13新人委426・平14新人委417・平15新人委627・平16新人委407・平18新人委609・平19新人委381・平22新人委389・平22新人委60・平28新人委356・平28新人委73・一部改正)

第3 初任給関係

1 条例第8条第2項及び規則第10条の適用について

初任給基準表の試験欄若しくは職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 規則第13条及び第14条の適用について

- (1) 規則第13条の「同欄の号給とする」とは、初任給基準表の初任給欄に定める号給を同条の規定による号給に読み替える趣旨である。
- (2) 規則第14条第1項第2号の「前条の規定の適用を受ける者等で委員会の定めるもの」は、規則第4条第2項第2号に該当する者のうち、規則第13条の規定の適用を受ける者で基準号給が職務の級の最低の号給以外の号給であるものとし、規則第14条第1項第2号の「委員会の定めるところにより得られる経験年数」は、規則第13条の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数とする。

3 免許所有職員の取扱いについて

- (1) 免許を必要とする業務に従事する職員で、規則別表の備考において経験年数が、その免許取得後のものと定められている者（以下「免許所有職員」という。）については、当該免許取得にあたって施行される資格試験の合格時後免許状交付までに手続を要した等のやむを得ない理由によつて、正式に免許取得の時期が遅れた場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して定めた時期をもつて、当該免許の取得時とみなして差し支えない。
- (2) 免許所有職員のうち、次の表の職員欄に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、同表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下の年数で委員会の承認を得たもの）を免許取得後の年数として取り扱うことができる。

なお、免許取得後、当該免許を必要とする業務以外の業務に従事した期間がある場合も、上記に準じて取り扱うことができる。

職 員	経 歴
歯 科 衛 生 士	口くう衛生業務の補助に従事した経歴
マ ツ サ ー ジ 師	マツサージに直接関係ある業務に従事した経歴
診 療 放 射 線 技 師	診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
臨 床 検 査 技 師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
衛 生 検 査 技 師	衛生検査の業務に従事した経歴
理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴
視 能 訓 練 士	視能訓練の業務に従事した経歴
言 語 聴 覚 士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴
管 理 栄 養 士	栄養士の業務に従事した経歴

看護師並びに看護師の 免許を有する保健師及 び助産師	准看護師の業務に従事した経歴（規則別表第17の備考第2項の適用 を受ける者にあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年 を超える経歴）
----------------------------------	--

- (3) 新たに給料表の適用を受けることとなつた免許所有職員の学歴の修学年数が、初任給基準表又は級別資格基準表の学歴免許欄に掲げる基準学歴の修学年数を超える場合は、規則第13条の規定を適用し、又は基準学歴の修学年数に達しない場合は、規則第6条の規定に準じて、その者の経験年数を調整し、規則第14条の規定を適用して、初任給を決定するものとする。なお、規則第13条の規定を適用した場合で、同条の規定を適用した際に用いられた学歴取得前に免許を取得しているときは、規則別表第17の備考第3項に規定する場合を除き、当該学歴取得後の経験年数により規則第14条の規定を適用するものとする。
- 4 下位の区分を適用する方が有利な場合の号給について
- 規則第13条から第14条の2までの規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。
- 5 職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務について
- 規則第14条第1項の「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて委員会の定めるもの」は、職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより10割の換算率によって換算した場合における当該職務であつて任命権者が公務に有用であると認めるものとする。
- 6 第16条の2の適用について
- (1) かつて職員であつた者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて規則第15条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる者(非常勤である者を除く。以下「国家公務員等」という。)となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後引き続いて再び職員となつた者のうち、その職務の級を一般職員給与条例第8条第1項及び市町村立学校職員給与条例第7条第1項に掲げる職務の級に決定された者のうち、教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受けることとなつた者の号給について、当該異動又は退職がなく継続して職員であつたものとして、当該異動又は退職の直前に受けていた号給等を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が再び職員となつた日に受けることとなる号給の範囲内で決定するとき、規則第16条の2の規定により、あらかじめ委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。この場合において、その者が当該異動又は退職の直前に適用されていた給料表と異なる給料表を適用される職員となつたときは、当該異動又は退職の直前に再び職員となつた日に適用を受ける給料表への異動があつたものとして取り扱うことができる。
- (2) 前号の規定は、国家公務員等(かつて職員であつた者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となつたものを除く。)から人事交流等により、引き続いて職員となつた者に対するその者の号給の決定等について準用する。この場合において、前号中「当該異動又は退職がなく継続して職員であつたものとして、当該異動又は退職の直前に受けていた号給等」とあるのは「新たに国家公務員等となつた時から新たに職員となつた時の職務と同種の職務に引き続き在職したものとなつて、新たに国家公務員等となつた時に新たに職員となつたものとした場合に受けることとなる初任給」と、「適用して再計算」とあるのは「適用」と、「が再び」とあるのは「が新たに」と、「当該異動又は退職の」とあるのは「引き続いて職員

となった」と、「当該異動又は退職の直前に再び」とあるのは「引き続いて職員となる直前に新たに」と読み替えるものとする。

(昭36新人委808・昭38新人委941・昭44新人委159・昭45新人委1203・昭47新人委171・昭47新人委820・昭55新人委116・昭56新人委151・昭60新人委653・平2新人委636・平4新人委757・平4新人委559・平5新人委790・平13新人委700・平14新人委630・平15新人委627・平18新人委609・平20新人委451・令7新人委205・令8新人委286・令8新人委102・一部改正)

第4 昇格、降格その他の調整関係

1 在級年数の取扱いについて

- (1) 在級年数が降格又は退職後即日採用若しくは翌日採用（やむを得ない理由によつて短期間採用が遅れた場合を含む。）によつて中断した職員については、他の職員との均衡上必要があると認められる場合は降格等の理由を考慮し、その降格前又は退職前の当該職務の級以上の級において在職した期間（規則第7条の規定に該当する者については、同条の規定による期間）は当該職務の級に引き続いて在職したものとみなし、その者の在級年数に通算することができる。
- (2) 規則第2条第6号にいう在級年数は、月計算により計算するものとし、通算する場合は、重複して期間を計算することはできない。

2 規則第18条の2の適用について

- (1) この条の勤務成績の判定は、昇格させようとする職員が現に属する職務の級（当該職務の級について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）附則第2項の規定の適用を受けた職員にあつては、同項に規定する旧級を含む。）に在級した期間の全期間におけるその者の勤務成績を総合的に判断して行うものとする。
- (2) この条の勤務成績の判定に当たっては、前号の規定によるほか、その者を昇格させようとする日を昇給日とみなした場合に第5昇給関係第2項に規定する職員に該当することとなる職員については、その者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うものとする。ただし、その者の勤務成績を総合的に判断した場合にその者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うことが著しく不適当であると認められるときは、あらかじめ委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

3 規則第20条の2第2項及び第31条の適用について

規則第20条の2第2項及び第31条にいう「初任給として受けるべき号給」とは、条例第8条又は規則第13条、第14条、第16条の規定により受けることとなる号給をいうものとし、規則第31条にいう「上位の号給を初任給として受けるべき資格」とは、条例第9条第2項に掲げる場合に該当するために、その前提として取得することを必要とする資格をいうものとする。

4 規則第20条の2第3項の適用について

この条の第3項の「委員会で定める号給」は昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

5 規則第20条の2第4項の適用について

指導主事に任用されたことにより降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合における号給について、当該降格がなかつたものとして降格直前に受けていた号給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が昇格の日に受けることとなる号給の範囲内で決定するときは、規則第20条の2第4項の規定により、あらかじめ委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。

6 規則第20条の3第2項の適用について

この条の第2項の2級以上下位の職務の級へ降格させた場合におけるこの条の第1項の適用に

については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
ただし、教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級4級又は3級から2級への降格の場合は、特2級への降格はないものとして取り扱う。

(昭47新人委820・昭57新人委143・昭60新人委653・平4新人委757・平5新人委581・平7新人委851・平8新人委599・平13新人委700・平15新人委627・平18新人委609・平19新人委502・平21新人委394・一部改正)

第5 昇給関係

- 1 職員の昇給区分の決定は、その者の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づいて行うものとする。
- 2 規則第25条第1項第4号及び第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、規則第25条第2項又は任命権者が定める基準に照らして行うものとする。
- 3 前年度以前の昇給日において、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたこと又は規則第24条に定める行為をしたことを考慮し、昇給区分を決定された職員については、当該事由を考慮し、昇給区分を決定することができる。
- 4 規則第25条第2項各号の「委員会で定める事由」は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 条例第4条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等
 - (2) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条の3及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第8条の3に規定する時間外勤務代休時間
 - (3) 一般職員勤務時間条例第12条及び市町村立学校職員勤務時間条例第11条に規定する年次有給休暇及び特別休暇
 - (4) 給料等を控除しない場合の取扱に関する規則（規則第6－2号）第2条に規定する場合
 - (5) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第41号）第2条第1号に規定する場合
 - (6) 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8－55号）第14条第1号に規定する場合
 - (7) 一般職員勤務時間条例第17条及び市町村立学校職員勤務時間条例第16条に規定する場合
 - (8) 条例第38条第1項に規定する場合
 - (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項に規定する場合
 - (10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項に規定する場合
 - (11) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する育児休業
 - (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
 - (13) 一般職員勤務時間条例第16条及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条に規定する介護休暇
 - (14) 一般職員勤務時間条例第16条の2及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間
- 5 規則第25条第2項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、一般職員勤務時間条例第4条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

なお、一般職員勤務時間条例第4条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の一般職員勤務時間条例第11条及び市町村立学校職員勤務時間条例第10条に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

- 6 規則第25条第4項の「委員会の定める割合」は、100分の25（そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内）とする。ただし、規則第24条の2に規定する職員及び規則第24条の3各号に規定する職員（以下「第24条の3職員」という。）にあつては、100分の40（そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の10以内）とする。
- 7 規則第25条第6項の「委員会の定める数」は、昇給号給数表のC欄に定める号給数に相当する数とする。
- 8 規則第25条第6項の「委員会の定める職員」は、前年の昇給日後に、新たに職員となり初任給の号給を決定された職員又は規則第20条の2第2項若しくは規則第31条第1項の規定により号給を決定された職員であつて、当該号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号給数を規則第25条第6項に規定する「相当する号給数」とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員とし、これらの職員についての「委員会の定める号給数」は、規則第25条第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号給数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める号給数とする。
- 9 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。また、職員の昇給区分をD又はEに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知するものとする。
- 10 規則第27条第1号の規定による昇給に関し、委員会の承認を受けようとする場合には、研修の実施にあたる任命権者は、次に掲げる事項に関する資料を委員会に提出するものとする。
 - (1) 研修の名称
 - (2) 研修の目的
 - (3) 研修の実施機関名
 - (4) 研修の時期及び時間数
 - (5) 研修を受ける職員の選択の範囲、選択の手続及び人員数
 - (6) 教科目並びに教科目ごとの研修実施時間及び方法
 - (7) 研修成績の判定の要領及び昇給を行う資格を与えようとする者の範囲又はその基準
- 11 規則第27条第2号の規定による昇給に関し、その対象となる表彰（名称のいかんを問わず、これと同様の性質のものを含む。）について委員会の承認を受けようとする場合には、その表彰を行う任命権者は、次に掲げる事項に関する資料を委員会に提出するものとする。
 - (1) 表彰規程並びに委員会の承認を受けようとする表彰事項及びその表彰の内容（授与する金品の種類、額等を含む。）
 - (2) 表彰者及び表彰審査機関
 - (3) 表彰の時期又は回数
 - (4) 表彰される職員の選択の範囲、選択の手続及び人員数
 - (5) 表彰規程によらず個別に行われる表彰の場合には、表彰の対象となつた具体的事実
- 12 規則第27条第3号の規定による昇給の号給数は、2号給（第24条の3職員又は退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員にあつては、1号給）とする。また、同号の「退職」は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第49号）第5条の規定に該当する退職をいうものとし、いわゆる普通退職等は含まないものとする。
- 13 規則第28条の「委員会の定める日」は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日とする。

- (1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 あらかじめ委員会の承認を得て定める日
- 14 規則第29条の「職務の級の最高の号給を受ける職員」とは、各昇給日（規則第27条又は規則第28条に定めるところにより行う昇給については、当該規定に定める日）において現に当該号給を受けている職員をいう。

(昭44新人委468・昭52新人委232・昭53新人委203・昭55新人委439・昭57新人委43・昭57新人委143・昭63新人委579・昭63新人委136・平7新人委851・平元新人委181・平8新人委112・平14新人委630・平16新人委269・平18新人委609・平19新人委502・平19新人委382・平20新人委242・平20新人委270・平21新人委394・平22新人委389・平28新人委356・平29新人委371・平30新人委368・令7新人委334・一部改正)

第6 復職時等における号給の調整関係

1 用語の定義

第6において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇給日 規則第23条に規定する昇給日をいう。
- (2) 休職等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定による休職、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けたこと、一般職員勤務時間条例第20条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による休業、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣（以下「派遣」という。）又は一般職員勤務時間条例第12条及び市町村立学校職員勤務時間条例第11条に規定する病気休暇若しくは介護休暇をいう。
- (3) 復職等 休職等をしていた職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ることをいう。
- (4) 算定期間 勤務成績判定終了日（規則第23条に規定する勤務成績判定終了日をいう。以下同じ。）以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となつた者又は規則第20条の2第2項若しくは第31条第1項の規定により号給を決定された者（以下「新たに職員となつた者等」という。）にあつては、新たに職員となつた日又は当該号給を決定された日（以下「採用等の日」という。）から当該採用等の日以後の最初の勤務成績判定終了日までの期間）をいう。
- (5) 基準号給 休職等の期間の初日において受けていた号給（同日が勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた号給）をいう。
- (6) 基準日 休職等の期間の初日の属する算定期間の初日をいう。
- (7) 調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則別表第19に定める休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。
- (8) 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

2 復職時調整の要領について

- (1) 復職等の日における規則第31条の2の規定による号給の調整（以下「復職時調整」という。）は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日（復職等の日が昇給日である場合にあつては、その直前の勤務成績判定終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第27条又は第28条の規定による昇給（当該初日が勤務成績判定終了日の翌日から昇給日の前日までの間にある場合にあつては、当該初日から当該昇給日までの期間におけ

る当該昇給を除く。次項第1号ア及び第7項第1号において「昇給等」という。)をしたときは、当該号給の号数に当該昇給の号給数に相当する数を加えて得た数を号数とする号給。以下この号において同じ。)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。

- (2) 調整数は、算定期間ごとに、標準号給数(条例第12条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいう。次号において同じ。)の号数に当該算定期間における合算期間(当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間)の月数を12月で除した数を乗じて得た数(当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給(規則第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。)の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数)とする。
 - (3) 休職等の期間以外の期間において勤務しなかつた日数(第5昇給関係第4項に掲げる事由により勤務しなかつた日数を除く。)(1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するとき、7時間45分をもつて1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)が休職等の期間以外の期間から一般職員勤務時間条例第4条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日並びに条例第4条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)を除いた期間と休職等の期間から週休日等を除いた期間に換算率(規則別表第19に定める休職期間等調整換算表の引き続いて勤務しない期間についての換算率欄に掲げる率をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間とを合計した期間の6分の1に相当する期間の日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)以上となる算定期間、停職、減給又は戒告処分があつた算定期間、同関係第3項に掲げる職員に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実に関連した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。
 - (5) 新たに職員となつた者等について、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の勤務成績判定終了日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間がある場合の復職時調整については、当該採用等の日における号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、前項第4号に規定する算定期間を基礎として復職時調整を行うことが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、当該採用等の日の直前の勤務成績判定終了日の翌日以後において当該事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の勤務成績判定終了日までの期間をもつて当該算定期間とみなす。
- 3 昇格、降格、異動との関係について
- (1) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に条例第10条に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるとこ

- ろにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整及び当該勤務成績判定終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を順次行つたものとした場合に得られるところによる。この場合において、アによる調整の過程において前項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に1未満の端数が生じたときは、これをイによる調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計数に合算することができる。
- ア 昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかつたものとみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整を行う。
- イ アにより得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして規則第20条の2第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を行う。
- (2) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に条例第11条に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。
- (3) 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第19条又は第20条に規定する異動があった場合は、それらの規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。
- 4 期間計算について
- (1) 休職等の期間は暦に従つて月および日を単位として計算し、それぞれの換算率を乗じて調整期間を算出する。
- (2) 換算により生じた2分の1月は15日、3分の1月は10日として取り扱い、各期間の1月未満の部分合算するときは、30日をもつて1月とする。
- 5 復職時調整の計算の過程等について
- 規則第31条の2に基づく復職時調整については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。
- 6 平成28年1月1日から同年12月31日までの算定期間以前の算定期間に係る復職時調整の特例
- 平成28年1月1日から同年12月31日までの算定期間以前の算定期間に係る復職時調整における基準号給及び調整数の算定については、初任給、昇格、昇給規則等の運用について等の一部改正について（平成28年新人委第356号）による改正前の初任給、昇格、昇給規則等の運用について第6第6項から第10項の規定の例による。
- 7 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例
- (1) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第3号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員（以下「切替等職員」という。）の休職等であつてその期間の初日が令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前にあるもの（以下「切替日前休職等」という。）に係る切替日以後の復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から令和7年の昇給日における勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整及び当該昇給日における算定期間の初日以後の期間に係る復職時調整を順次行つたものとした場合に得られるところによる。この場合において、調整の過程において第6の第2項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に1未満の端数が生じたときは、これを当該調整の過程に引き続く調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計

数に合算することができる。

ア 切替日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第6の第2項の規定に基づき、基準日から令和7年の昇給日における勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整を行う。

イ アにより得られる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして令和7年改正条例附則第2項び第3項の規定を適用した場合に得られる号給を基礎とし、第6の第2項の規定に基づき、当該昇給日における算定期間の初日以後の期間に係る復職時調整を行う。

(2) 切替等職員のうち切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの期間中に規則第20条の2第1項に該当する昇格をしたものに対する前号アの規定の適用については、同号ア中「切替日を」とあるのは「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第6の第2項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして規則第20条の2第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、切替日を」と、「切替日前休職等の期間の初日」とあるのは「昇格の日」と、「基準日から」とあるのは「昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日の翌日から」とする。

(3) 切替等職員のうち切替日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第20条の2第1項に該当する昇格をしたものに対する第1号イの規定の適用については、同号イ中「第6の第2項の規定に基づき、当該昇給日における算定期間の初日以後」とあるのは、「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第6の第2項の規定に基づき、当該昇給日における算定期間の初日から昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして、規則第20条の2第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、第6の第2項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日の直前の勤務成績判定終了日の翌日以後」とする。

(4) 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第20条の3第1項に該当する降格をした場合の切替日以後に行う復職時調整については、前2号に準じて取り扱う。

(5) 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第19条第1項又は第20条第1項に規定する異動があった場合は、規則第22条の規定を適用して再計算した場合に切替日前休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について第1号に定めるところにより復職時調整を行う。この場合において前3号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

8 規則第31条の2第2項の適用について

派遣をされた職員が職務に復帰した場合における号給の調整等について、当該派遣がなかったものとして派遣の直前に受けていた号給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が職務に復帰した日に受けることとなる号給の範囲内で号給を調整するときは、規則第31条の2第2項の規定により、あらかじめ委員会の承認があつたものとして取り扱うことができる。

9 規則第31条の3の適用について

「退職」には死亡が含まれる。

10 復職時調整に関する特例

復職時調整に関し、これにより難しい場合は、あらかじめ委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(昭49新人委454・昭51新人委233・昭53新人委203・昭60新人委653・昭63新人委579・平元新人委442・平2新人委529・平4新人委757・平4新人委215・平12新人委476・平15新人委627・一部改正、平18新人委609・旧第7繰上・一部改正、平19新人委381・平20新人委491・平20新人委242・平23新人委350・平24新人委346・平25新人委344・平26新人委322・平28新人委356・令7新人委334・令8新人委102・一部改正)

第6の2 自己啓発等休業をした職員又は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整関係

自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）をした職員又は配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整関係については、第6に定めるところによる。

(平23新人委350・追加、平26新人委98・一部改正)

第7 給料の訂正関係

- 1 規則第39条の2の規定に基づいて、給料の訂正を行う場合は、その訂正をさかのぼって行うことはできない。
- 2 同条の規定により、委員会の承認を受けようとする場合には、別表第2により委員会に協議するものとする。

(平4新人委757・平5新人委790・一部改正、平18新人委609・旧第8繰上)

別表第1（平13新人委700・全改、平13新人委426・平14新人委630・平16新人委603・平16新人委407・平18新人委609・平18新人委323・平19新人委381・平22新人委60・平22新人委145・平24新人委346・平26新人委24・平27新人委10・平27新人委237・平28新人委356・平28新人委73・平30新人委368・令4新人委39・令7新人委334・令7新人委205・令8新人委286・一部改正）

学歴免許等資格区分表

イ 甲表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。）
	二 修士課程修了	外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	三 専門職学位課程修了	司法試験法による司法試験予備試験の合格
	四 大学6卒	防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業
	五 大学専攻科卒	（1） 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。）専攻科（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 （2） 旧図書館職員養成所（「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
	六 大学4卒	（1） 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの学士の学位の取得 （2） 防衛大学校の卒業 （3） 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 （4） 筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校（平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校又は聾学校を含む。）の専攻科卒業後の2年制の課程に限る。）の卒業 （5） 国立健康危機管理研究機構国立看護大学校（旧国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校、旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部 of 卒業 （6） 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。）の卒業 （7） 独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年8月以降の「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上の

		ものに限る。)の卒業 (8) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (9) 旧琉球教育法による大学の4年課程の卒業 (10) 旧司法試験（平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。）の第2次試験の合格 (11) 公認会計士法による公認会計士試験の合格 (12) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格 (13) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (14) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）の卒業 (15) 農業改良助長法施行令第3条第1号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (16) 都道府県立農業講習施設（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (17) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (18) 旧鯉淵学園専門課程（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (19) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種資格検定試験の合格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が15年以上となるものに限る。） (2) 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (3) 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（平成17年法律第39号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資

	格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (４) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (５) 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (６) 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。)の卒業 (７) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第３号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあつては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。)の卒業 (８) 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (９) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (10) 歯科技工士法第14条第２号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科技工士養成所の昼間課程（平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。)の卒業 (12) 柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。)の卒業 (13) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。)の卒業 (14) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程（「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年のものに限る。)の卒業 (15) 旧鯉淵学園本科（修業年限３年のものに限る。)の卒業 (16) 旧海技大学校本科の卒業
--	--

	(17) 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業 (18) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所の卒業 (19) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所（いずれも「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
二 短大2卒	(1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (2) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (3) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が14年以上となるものに限る。） (4) 旧琉球教育法による大学の2年課程の修了 (5) 旧司法試験の第1次試験の合格 (6) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第1次試験の合格 (7) 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (8) 昭和60年法律第73号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格 (9) 平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業（短大卒の欄第1号(1)に規定するものを除く。） (11) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (12) 昭和63年法律第71号による改正前のあん摩マツサージ指圧師法（以下「改正前のあん摩マツサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業

		(13) 昭和63年法律第72号による改正前の柔道整復師法（以下「改正前の柔道整復師法」という。）による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (14) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第4号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (15) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (16) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (17) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (18) 都道府県農業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (19) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (20) 旧都道府県蚕業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (21) 旧農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (22) 旧都道府県林業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (23) 旧航空大学校本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (24) 海上保安学校灯台科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (25) 旧航空保安職員研修所本科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (26) 昭和45年法律第83号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業 (27) 旧商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）の卒業 (28) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格
--	--	---

		(29) 気象大学校大学部（昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。）の卒業 (30) 旧図書館職員養成所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (31) 県立テクノスクール（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (32) 旧信濃川テクノ・アカデミー（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
	三 短大1卒	(1) 外国における専門学校等の卒業（通算修学年数が13年以上となるものに限る。） (2) 海上保安学校の灯台科又は水路科（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業 (2) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 昭和58年文部省厚生省令第1号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業 (4) 県立テクノスクール（「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業
	二 高校3卒	(1) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (2) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格（旧大学入学資格検定規定による大学入学資格検定の合格を含む。） (3) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (4) 外国における高等学校等の卒業（通算修学年数が12年以上となるものに限る。） (5) 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業 (6) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業
	三 高校2卒	(1) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業 (2) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第3種資格検定試験の合格
4 中学卒	中学卒	(1) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が9年以上となるも

		のに限る。)
		(2) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくは聾 ^{ろう} 学校の中学部の卒業
		(3) 旧海員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業

備考 この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」及び「看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校及び看護婦養成所を含む。

ロ 乙表

番号	級別資格基準表又は初任給基準表	学 歴 免 許 等 の 資 格	基準学歴区分
一	教育職給料表(二)級別資格基準表 教育職給料表(三)級別資格基準表 教育職給料表(二)初任給基準表 教育職給料表(三)初任給基準表	(1) 教育職員免許法別表第2の1種免許状の項第2欄のロ又はハに該当する場合 (2) 教育職員免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の取得 (3) 教育職員免許法施行法第2条第1項の表の第20号の2の上欄のロ又は第20号の4の上欄に掲げる者に該当する場合のうち、上記(1)に掲げる学歴免許等の資格と同等に取り扱う必要があると認められる場合	大学卒
二	教育職給料表(二)級別資格基準表 教育職給料表(三)級別資格基準表 教育職給料表(二)初任給基準表 教育職給料表(三)初任給基準表	(1) 教育職員免許法別表第2の2種免許状の項第2欄のイ、ロ若しくはハ又は昭和63年法律第106号による改正前の教育職員免許法別表第2の2級普通免許状の項基礎資格欄のニに該当する場合 (2) 教育職員免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の取得 (3) 教育職員免許法施行法第2条第1項の表の第21号の上欄のハに掲げる者に該当する場合	短大卒

別表第2 (昭60新人委653・平2新人委636・一部改正、平5新人委790・旧別表・一部改正、令3新人委312・一部改正)

職員の給料の訂正に関する承認申請書

		文書番号	
		年 月 日申請	
人事委員会委員長 様 任命権者 下記のとおり職員の給料の訂正をしたいので承認を申請します。			
(1) 職員 に 関 する 事 項	(ア) 所 属 課(所)名		(エ) 級別資格基準表等の適用上の学歴又は資格及び卒業又は資格取得年月日
	(イ) 職名及び氏 名		年 月 日
	(ウ) 級別定数上の職名		(オ) 現に受ける職務の級及び号給又は給料月額とそれらの発令年月日
			職給料表 級 号給 円 年 月 日
(2) 承認内容に関する事項			
(ア) 承認を受けようとする職務の級及び号給又は給料月額		職給料表 級 号給 円	
(イ) 訂正希望年月日及び次期昇給希望年月日		年 月 日 年 月 日	
(3) 給料の訂正を行なう理由 給料の決定に誤りのあつた当時の事情、誤りの内容、現在訂正を必要とする理由等をできるだけ詳細に記載すること。			

注 附属資料として必要ある場合は、次の書類を添付するものとする。

- (1) 職務の級を変更する場合には、級別定数に関する資料
- (2) 履歴書又は給与カード等
- (3) 訂正の計算の基礎となつた再計算調書及び部内他職員と均衡をはかつて再計算訂正を行つた場合には、その比較者の調書